

審査基準

令和8年4月1日作成

法 令 名 : 技能検定員審査等に関する規則
根 拠 条 項 : 第8条第1項
処 分 の 概 要 : 技能検定員資格者証の再交付
原権者（委任先） : 北海道公安委員会（各方面公安委員会）
法 令 の 定 め : 道路交通法施行細則第29条（方面公安委員会への権限の委任）
審 査 基 準 : 法令の定めに尽くされている。
標 準 処 理 期 間 : 5日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先 : 申請書は、札幌方面は北海道警察本部運転免許試験課教習所係、 他方面は方面本部交通課教習所係に提出して下さい。
問 合 せ 先 : 北海道警察本部運転免許試験課教習所係（電話011-683-5770） 申請者の住所地を管轄する各方面本部交通課教習所係 （管轄が函館方面の場合（電話0138-46-2007）） （管轄が旭川方面の場合（電話0166-51-2489）） （管轄が釧路方面の場合（電話0154-57-5913）） （管轄が北見方面の場合（電話0157-36-7700））
備 考 :